

第29回入善町農業委員会議事録

令和7年12月8日午後1時30分から第29回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄	18番 田 中 吉 春

欠席委員 1名

15番 永 山 美 和

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第102号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第103号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第104号 農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。師走に入りまして、今年も残り20日ほどになりました。各委員におかれましては、先月は滋賀県への視察研修や農業委員会大会等にご参加いただきありがとうございました。そのあと私は11月の終わりに全国農業者年金大会と全国農業委員会長大会と二つの行事に行ってきましたが、そのうちのひとつ、全国農業委員会長大会において、全国から3か所、推薦を受けた場所のひとつとして入善町農業委員会の活動について約15分にまとめたものを発表してきました。文京シビックセンターという2,000人が入るホールで行いまして、1,800人ほどの前で喋らせていただきまして、非常に良い経験をさせていただきました。ちょうど本会議が行われていたので、鈴木農林水産大臣が来るか来ないかでスケジュール的にタイトになっていました。入善町の地域計画は89.4%の集積率を誇り、どこの市町村よりも優秀であるということは現地で聞いている中でも思いました。もう一段階上を行くということで地域計画のブラッシュアップを今後行っていく中で集約を進めていくという状況になります。あとからまたお話ししますが、年明けには農業者との意見交換会もある中で、今度はブラッシュアップに向けた話し合いをしていければと思っております。皆さんにもこのブラッシュアップに向けた取り組みにご協力していただければと思います。

それから、今月には全国の農業委員会において、女性農業委員の数を定数の3割にするよう要請があり

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、黒部市〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇 〇〇さんです。

この申請地はもともと、農事組合法人〇〇さんが耕作している農地で、譲受人の〇〇〇〇さんは、この〇〇の構成員でいらっしゃいます。譲受人が申請地を取得した後も、引き続き〇〇さんが耕作されます。

本案件については、別に補足資料をお配りしております。議案第101号補足資料と書かれたものをご覧ください。

こちらには「農地法関係事務に係る事務処理基準について」の規定を一部抜粋してあります。この「事務処理基準」とは、農地法には書かれていない、細かな判断基準が示されるものです。

農地法第3条の許可要件に「譲受人が経営する農地は、すべて効率的に耕作されていること」がありますが、この事務処理基準に基づきまして、申請番号2番については、農地所有適格法人である〇〇さんが利用権設定に基づいて耕作している農地を、その構成員である譲受人に所有権移転する、ということで、〇〇さんが引き続きすべての農地を効率的に利用できると認められることから、問題はないと考えます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、森下さゆり委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町小杉〇〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は264㎡です。

申請地の位置図は、議案書の4ページをご覧ください。

譲渡人は、東京都調布市〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町入膳〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、〇〇さんが耕作している土地、小杉〇〇〇に隣接しており、譲渡人である〇〇さんから贈与の提案があり、一体的に利用することができる隣接耕作者の〇〇さんが取得することになりました。取得後は畑として利用する予定です。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、前田委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、2番を続けて森下さゆり委員をお願いします。

森下さゆり委員

申請番号1番の〇〇さんの件ですが、10月29日にハンコをもらいに家に来られて、3筆で一枚の農地になっており、他の2筆については売買が終わっているということで、この1筆だけが残っている状況でした。今回ハンコがもらえたため、引き続き〇〇さんが耕作されるということで、特に問題ないと判断しハンコを押しました。

申請番号2番の〇〇〇〇さんの件ですが、甥っ子からの贈与ということで、〇〇さんと耕作していくということで問題ないと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号3番、前田委員お願いします。

前田委員

事務局から説明のあったとおりで、隣接している農地で問題ないと思います。また、〇〇さんの親の名前が〇〇さんでしたので、親族に当たるのかと思います。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

3番ですが、〇〇〇は畑になっているんですか。

事務局

〇〇〇は前面部分に倉庫のようなものが建っていますが、後ろは畑になっています。過去に転用許可を受けた土地であり、転用後、再度畑にしたものだと思います。

前田委員

倉庫といってもプレハブ小屋みたいな小さいもので、農機具が入っている。

議長（米山 義隆）

この〇〇さんは入善町のどこに住んでいる。

五十里委員

入善高校の近くですね。最初、間違っって私のところに話が来たので。

永山委員

空き家バンクにも登録していたということで、購入希望があったとのこと。以前、この申請地は道路の拡幅等の話があつて転用したらしいです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第101号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第102号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第102号 農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請人は〇〇 〇〇さん、申請地は入善町神林〇〇〇〇、地目は田、面積は77㎡、転用理由は一般住宅敷地です。

申請人の〇〇〇〇さんは、申請地を、長年田として利用していましたが、平成18年のスマートインター建設に伴う分筆により、農地や周辺の形状が変わり、農作業が困難となりました。

また、申請地に隣接する宅地に住宅が建っていますが、スマートインターへの進入路に近いため、人目が気になるようになり、申請地に、目隠しを兼ねた植栽を行い、庭の一部として利用を始めました。

今回、その底地が農地であることが判明したため、是正のために始末書をつけて申請するものです。

申請地の農地区分は第3種農地で、原則許可のため、農地区分と転用目的には問題がありません。また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域外となっており除外の必要はありません。

なお、申請地の雨水排水は、自然浸透で、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は、五十里委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、五十里委員お願いします。

五十里委員

10月の終わりに話がありまして、現地確認したところ、地図の右側に用水があり、農地と宅地が分断され、完全に農地ではなくなっている状況のため、問題ないと判断しハンコを押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第102号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は〇〇 〇さん、借受人は〇〇 〇さん、〇〇〇〇〇さん、申請地は入善町一宿〇〇〇、地目は田、面積は332㎡、転用理由は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇 〇さんは、神奈川県で教師をしていましたが、富山県での勤務が決まったため、令和7年4月から妻と子ども二人とともに富山県に移住してきました。現在は、〇さんの兄及び両親とともに実家で生活していますが、7名が同居するには手狭なこと、また申請者の〇〇〇〇〇さんは自宅リモートによる勤務が多いため、仕事ができる環境を整える必要があることから、新築住宅を建築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請地については、子育てへの協力や、老後の両親の世話、また、将来、農業に従事することを考えて選定してあります。

申請面積は332㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫2台分、駐車場1台分、庭、テラスとして利用するための必要最小限の面積です。

隣接耕作者は申請者本人で、残地部分は引き続き、耕作者である申請者が田として耕作します。生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は自然浸透です。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がありません。

申請地は令和7年5月23日に除外済であり、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は小林委員にいただいております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。申請番号1番、小林委員お願いします。

小林職務代理者

7月に現地確認をしており、譲渡人から聞き取りを行っております。農振除外の際にも、既存宅地の面積が大きいので、そこに建てられないのか確認したところ、宅道の幅が4m未満であり、消防法の関係で既存地内には建てるのが難しいということでした。代案として県道沿いに建てることにしたということでした。事務局から説明のあったとおり、500㎡未満の最小限の転用であり、許可すべきものと考えハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第103号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第 104 号、農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第104号「農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業、いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農用地等を買入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者等に対して、農地の売渡し等を行う事業です。農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第104号は、この特例事業を利用した所有権移転です。

この特例事業について、公社で事務手続きの見直しがありましたので、その流れを説明します。

これまでの手続きでは、公社の買入れが完了した後に、公社からの売渡しを行う2段階の手続きをとっておりましたが、今年の4月から買入れと売渡しを一括して手続きをとることが可能になりました。この事務手続きの見直しにより、従来は売主から買主まで所有権移転完了まで半年程度の期間が生じていましたが、2か月程度で完了できるようになりました。

また、今までは町が促進計画案を作成し、農業委員会の意見聴取を行っていましたが、今後は農業委員会から公社に促進計画策定を要請し、公社で促進計画の決定・県への認可申請を行い、県の認可後、公社において買入れ・売渡しの手続きが行われることとなります。

それでは今回の申し出について説明します。

今回は2件の申し出があります。議案の1番の案件の対象地は、一宿〇〇〇の田、面積5,210㎡です。〇〇〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、小摺戸地区〇〇〇さんに所有権移転される予定です。2番の案件の対象地は、小摺戸〇〇〇の田、面積5,588㎡です。〇〇〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるもので、その後、小摺戸地区の〇〇〇さんに所有権移転される予定です。

各地番の位置については次のページをご覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第104号、農地売買等事業に係る農用地利用集積等促進計画の策定要請の件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和8年1月13日火曜日午後1時30分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業者等と農業委員会との意見交換会について）

事務局

（新年会について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第29回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和8年1月13日火曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時10分）